

北海道告示第10718号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和6年4月25日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 衛生活動推進事業費補助金 公衆衛生思想の普及啓発や公衆衛生従事者の資質向上を図ることにより、道民の公衆衛生の向上を目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>北海道公衆衛生協会 会長 岸 玲子</p>	<p>北海道公衆衛生協会が行う衛生活動のうち、次に掲げる事業に要する経費 (1) 研修会、学会等に関する事業 (2) 顕彰に関する事業 (3) 機関誌等刊行に関する事業 (4) 健康づくり等の知識の普及啓発に関する事業</p>	<p>10分の10以内 (寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄付金その他の収入金の控除等を行う)。</p>	<p>保福第1の2号様式(大会等を開催する事業にあつては保福第1の3号様式) 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式(大会等を開催した事業にあつては保福第1の3号様式)保福第1の30号様式保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部健康安全局地域保健課</p>		
<p>2 地域少子化対策重点推進交付金事業 市町村が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減す</p>	<p>市町村(一部事務組合及び広域連合等を含む。)</p>	<p>1 地域少子化対策重点推進事業 当該事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金 2 結婚新生活支援事業(一般コース) 当該事業に必要な扶助費、補助金及び交付金</p>	<p>3/4 2/3 1/2 (寄附金その他の収入金があるときは、補助額等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) 1/2</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第442号様式 保福第443号様式 保福第444号様式 保福第465号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第446号様式 保福第447号様式 保福第448号様式 保福第466号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課</p>		<p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課長を経由すること。</p>

<p>るため、市町村が新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の実施を推進し、もって、地域における少子化対策の推進に資することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>			<p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助額等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--	--